平成２２年（フ）第３６３号
兵庫県宝塚市すみれガ丘３丁目２番１―213号
債務者　藤田　清伸
1　決定年月日時　平成22年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月２日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２２年（フ）第３６４号
兵庫県宝塚市すみれガ丘３丁目２番１―213号
債務者　藤田　則子
1　決定年月日時　平成22年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月２日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２２年（フ）第９０号
兵庫県豊岡市栄町1118番地　市営栄町住宅４―204号室
債務者　和田　幸子
1　決定年月日時　平成22年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月２日まで
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２２年（フ）第１６９号
松江市比津が丘４丁目１番３―105号　県営住宅比津が丘団地
債務者　石倉美智子
1　決定年月日時　平成22年９月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月２日まで
松江地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２９４号
徳島県板野郡藍住町奥野字和田109番地８
債務者　逢坂　京子
1　決定年月日時　平成22年９月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月２日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第３０８号
徳島市西新浜町１丁目２番３－６号
債務者　櫻井　哲也
1　決定年月日時　平成22年９月１日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月２日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第３２２号
徳島県鳴門市大麻町桧字東バリ82番地２
債務者　別宮裕一郎
1　決定年月日時　平成22年９月１日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月２日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第３２５号
徳島市国府町竜王６番地の34
債務者　小松　**隆**夫
1　決定年月日時　平成22年９月１日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月２日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第３２８号
徳島県吉野川市鴨島町牛島字先須賀133番地８
債務者　濱川　志穂
1　決定年月日時　平成22年９月１日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月２日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２８５号
高知市中須賀町232番地２
債務者　小松　昌俊
1　決定年月日時　平成22年８月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月２日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第４８５号
神戸市灘区岩屋北町５丁目２番21―801号
債務者　戸田高太郎
1　決定年月日時　平成22年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月５日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１０２９号
神戸市中央区中山手通１丁目10番５号　中一東ビル305号
債務者　藤田まさ子
1　決定年月日時　平成22年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月５日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１０６８号
神戸市兵庫区三川口町３丁目３番５―201号、従前の住所神戸市兵庫区塚本通４丁目２番12号ハイムＹＥＢＩＳＵ502
債務者　田上由起子
1　決定年月日時　平成22年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月５日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１０６９号
兵庫県三田市あかしあ台３丁目28番地７棟102号、従前の住所兵庫県三田市福島329番地２沢の本宿舎２棟309号
債務者　三浦ふみの（旧姓越村）
1　決定年月日時　平成22年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月５日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１０７４号
神戸市中央区港島中町３丁目１番地ポートアイランド団地54棟713号
債務者　根本　哲也
1　決定年月日時　平成22年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月５日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１０７５号
神戸市東灘区御影塚町１丁目３番26号那古の浦パークハイツ10Ｃ号
債務者　徳武　清一
1　決定年月日時　平成22年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月５日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第９３号
山口県長門市通695番地
債務者　河野　旬展
1　決定年月日時　平成22年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月５日まで
山口地方裁判所萩支部